

区長報告第一号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十六年一月二十日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年二月十九日

港区長 武井雅昭

記

平成二十三年三月十七日議決を得た工事請負契約（田町駅東口北地区公共公益施設新築工事）の契約金額「二百五十億七千四百九十四万五千百十五円」を「二百五十三億四千八百十四万九千九百十五円」に変更する。